

証券コード 8139
令和4年6月14日

株主各位

東京都台東区上野一丁目15番3号

株式会社 ナガホリ

代表取締役社長 長 堀 慶 太

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたします。

新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などは、ご無理をなさらず、当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

書面により議決権を行使される株主のみなさまにおかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）営業時間の終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第61期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の承認の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制等の概要、株式会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（[www.nagahori.co.jp](http://www.nagahori.co.jp)）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当該業務の適正を確保するための体制等の概要、株式会社の支配に関する基本方針、連結注記表および個別注記表を含んでおります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（[www.nagahori.co.jp](http://www.nagahori.co.jp)）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が長期間に渡り実施され、経済活動が制限されたことで消費動向が低調となるなど、景気回復の足取りは一進一退を繰り返す状況となりました。ワクチン接種が進んだことで回復傾向も見られましたが、オミクロン株の流行に伴い、年明け以降、人の流れや個人消費に減速が見られるなど、新型コロナウイルス感染症の影響の収束には依然時間がかかると思われるほか、原油価格の高騰に伴うインフレ圧力の高まりやウクライナ情勢の緊迫化などもあり、先行きの不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の再拡大による外出自粛の影響を受けたのち、営業活動が回復に向かいましたが、年明け以降、集客減や催事延期などコロナ影響がみられる状況が続きました。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、感染症対策を施した環境での自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組みました。また、グループ会社で展開する直営小売事業の収益力改善施策が成果を出し、仕入や経費支出のコントロール等を図るなどにより収益確保に努めました。さらに、インターネット販売等のITツールを活用した営業体制の強化、自社ブランドの販売促進等に取り組むとともに、財務の安定のためコミットメントライン契約締結による財務基盤強化を図りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は169億27百万円（前期 162億95百万円）、営業利益は2億88百万円（前期 0百万円）、経常利益は2億53百万円（前期 経常損失42百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益1億63百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失3億31百万円）となりました。

セグメント別に見ますと、宝飾事業におきましては売上高は167億98百万円（前期 161億69百万円）、セグメント利益2億7百万円（前期 セグメント損失63百万円）となりました。貸ビル事業におきましては売上高（外部顧

客)は81百万円(前期比2.2%増加)、セグメント利益57百万円(同34.8%増加)となりました。太陽光発電事業の売上高は47百万円(同1.6%増加)、セグメント利益22百万円(同5.8%増加)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、売上高のうち宝飾事業を含むものについては、前期比(%)を記載しておりません。

セグメント別売上実績(外部顧客)

(単位:百万円)

| 区 分     | 前連結会計年度<br>自令和2年4月1日<br>至令和3年3月31日 |       | 当連結会計年度<br>自令和3年4月1日<br>至令和4年3月31日 |       | 増 減 |     |
|---------|------------------------------------|-------|------------------------------------|-------|-----|-----|
|         | 金 額                                | 百分比   | 金 額                                | 百分比   | 金 額 | 比率  |
| 宝飾事業    | 16,169                             | 99.2  | 16,798                             | 99.2  | 629 | —   |
| 貸ビル事業   | 79                                 | 0.5   | 81                                 | 0.5   | 2   | 2.2 |
| 太陽光発電事業 | 46                                 | 0.3   | 47                                 | 0.3   | 1   | 1.6 |
| 売上高合計   | 16,295                             | 100.0 | 16,927                             | 100.0 | 632 | —   |

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、中長期的に安定した経営を行うためのバックアッププランとして、金融機関とコミットメントライン(融資枠)契約を締結しております。コミットメントラインに基づく当期末の借入実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                             | 第58期<br>(平成30年4月1日から<br>平成31年3月31日まで) | 第59期<br>(平成31年4月1日から<br>令和2年3月31日まで) | 第60期<br>(令和2年4月1日から<br>令和3年3月31日まで) | 第61期<br>(当連結会計年度)<br>(令和3年4月1日から<br>令和4年3月31日まで) |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 売 上 高                                           | 百万円<br>20,064                         | 百万円<br>20,690                        | 百万円<br>16,295                       | 百万円<br>16,927                                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>株主に帰属する<br>当期純損失(△) | 百万円<br>△133                           | 百万円<br>△104                          | 百万円<br>△331                         | 百万円<br>163                                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△)               | 円<br>△8.71                            | 円<br>△6.82                           | 円<br>△21.62                         | 円<br>10.69                                       |
| 総 資 産                                           | 百万円<br>25,049                         | 百万円<br>24,099                        | 百万円<br>23,607                       | 百万円<br>23,863                                    |
| 純 資 産                                           | 百万円<br>12,642                         | 百万円<br>12,294                        | 百万円<br>11,960                       | 百万円<br>12,059                                    |
| 1株当たり<br>純 資 産                                  | 円<br>824.42                           | 円<br>801.70                          | 円<br>779.93                         | 円<br>786.37                                      |

(5) 重要な子会社の状況 (令和4年3月31日現在)

| 会 社 名                  | 資 本 金       | 当社の出資比率    | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------------|-------------|------------|---------------|
| ソ マ 株 式 会 社            | 百万円<br>100  | %<br>100.0 | 貴金属製造加工卸      |
| ナガホリリテール<br>株 式 会 社    | 100         | 100.0      | 宝飾品小売         |
| エスジェイジュエリー<br>株 式 会 社  | 259         | 100.0      | 宝飾品製造、卸売、輸出入  |
| 株 式 会 社<br>仲 庭 時 計 店   | 30          | 100.0      | 時計・宝飾品卸売、小売   |
| 長 堀 ( 香 港 )<br>有 限 公 司 | 百万HK\$<br>5 | 100.0      | 宝飾品卸売         |

(注) 当社の議決権比率は、上記の当社の出資比率と同じであります。

(6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は依然継続すると思われ、インフレ圧力やウクライナ情勢など、先行きは不透明な状況であり、厳しい経営環境が続くものと思われま

す。このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、収益性や社員の生産性を高め、各経営指標を改善し、財務基盤の安定化とキャッシュ・フローを重視した経営を行ってまいります。

また『販売チャネル強化』『ブランド強化』により、より高い収益力を構築するため、百貨店等の富裕層向けやチェーン店・専門店向けなどそれぞれの販売チャネルにおける商品充実策として、『NADIA』をはじめとする自社ブランド商品の強化や新規海外ブランドの導入を行い、既存販路の深耕と並行してEコマースや海外販路などの販売強化を行います。社内においては次期基幹システム導入を見据え、業務フローを見直し、新体制の構築を図ることで生産性の向上を図ります。

グループ戦略については、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標ならび生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略を確実に実行してまいります。具体的には、製造から販売までの機能を持つナガホリグループ各社の強みを生かし、販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕をさらに進めることで、魅力ある商品をより効率的に提供できるよう、体制強化を図ってまいります。また、グループ内で企業活動に適応した人員政策を戦略的に展開します。あわせて安定的な収益を目指した貸ビル事業の強化を図り、グループの持続的成長を可能とする事業基盤の強化を進めてまいります。

これら各種施策・計画を継続的に実施することで、企業価値の向上及び持続的な成長、株主利益の確保・向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されており、貴金属・宝飾品等の卸・製造加工および国内・国外販売、貸ビル事業ならびに太陽光発電事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（令和4年3月31日現在）

本社 東京都台東区上野一丁目15番3号

| 名 称                 | 所 在 地             |
|---------------------|-------------------|
| 大 阪 支 店             | 大 阪 市 中 央 区       |
| ア ト リ エ ド モ バ ラ     | 千 葉 県 茂 原 市       |
| ソ マ 株 式 会 社         | 福 島 県 相 馬 市       |
| ナガホリリテール株式会社        | 東 京 都 台 東 区       |
| 長 堀 ( 香 港 ) 有 限 公 司 | 中 国 香 港 特 別 行 政 区 |
| エスジェイジュエリー株式会社      | 東 京 都 台 東 区       |
| 株 式 会 社 仲 庭 時 計 店   | 大 阪 市 中 央 区       |

(9) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称      | 従 業 員 数 (名) | 前連結会計年度末比(名) |
|---------------|-------------|--------------|
| 宝 飾 事 業       | 527 (87)    | △53 (10)     |
| 貸 ビ ル 事 業     | － (－)       | － (－)        |
| 太 陽 光 発 電 事 業 | － (－)       | － (－)        |
| 合 計           | 527 (87)    | △53 (10)     |

(注) ・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 (名) | 前事業年度末比(名) | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|------------|---------|-------------|
| 314 (62)    | △42 (12)   | 47歳2ヵ月  | 13年1ヵ月      |

(注) ・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 残 高  |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 4,158百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 1,750百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,550百万円 |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行       | 890百万円   |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行       | 500百万円   |
| 株 式 会 社 七 十 七 銀 行     | 500百万円   |

## 2. 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,773,376株（自己株式1,437,859株を含む）
- ③ 株主数 3,160名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数     | 持株比率  |
|----------------|---------|-------|
| リ・ジェネレーション株式会社 | 1,440千株 | 9.39% |
| 有限会社エムエフ長堀     | 1,180   | 7.69  |
| 布山高士           | 1,155   | 7.53  |
| 長堀クリエイト株式会社    | 800     | 5.22  |
| 株式会社りそな銀行      | 766     | 5.00  |
| 第一生命保険株式会社     | 704     | 4.59  |
| 長堀守弘           | 573     | 3.74  |
| 長堀慶太           | 525     | 3.43  |
| 吉田恵美           | 500     | 3.26  |
| 山内祐美           | 460     | 3.00  |

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,437,859株を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,437,859株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 筆頭株主の「リ・ジェネレーション株式会社」につきましては、令和4年3月31日現在の株主名簿の記載は、「株式会社イノプライズ」（変更前旧商号）となっております。



### 3. 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（令和4年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当および重要な兼職の状況                                                                                 |
|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 長堀慶太 | ソマ株式会社代表取締役社長<br>長堀（香港）有限公司取締役<br>エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長<br>株式会社仲庭時計店取締役<br>ナガホリリテール株式会社取締役    |
| 常務取締役    | 吾郷雅文 | 管理本部長<br>エスジェイジュエリー株式会社取締役<br>ナガホリリテール株式会社専務取締役<br>長堀（香港）有限公司取締役<br>株式会社仲庭時計店取締役<br>ソマ株式会社取締役 |
| 取締役      | 白川文彦 | 生産事業本部長<br>ソマ株式会社専務取締役<br>エスジェイジュエリー株式会社取締役                                                   |
| 取締役      | 川村忠男 | エスジェイジュエリー株式会社代表取締役社長                                                                         |
| 取締役      | 富樫直記 | 株式会社クレディセゾン社外取締役<br>Ridgelinez株式会社シニアアドバイザー                                                   |
| 常勤監査役    | 中林英樹 | ソマ株式会社監査役<br>株式会社仲庭時計店監査役<br>ナガホリリテール株式会社監査役                                                  |
| 監査役      | 佐藤亮輔 | 佐藤税理士事務所                                                                                      |
| 監査役      | 岩上和道 | 公益財団法人日本サッカー協会顧問<br>一般社団法人日本女子サッカーリーグ<br>理事長                                                  |

- (注) 1. 取締役富樫直記氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役中林英樹氏、佐藤亮輔氏および岩上和道氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役佐藤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役富樫直記氏、監査役中林英樹氏、監査役佐藤亮輔氏、および監査役岩上和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の報酬等に関する基本方針の内容の概要

i. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定することとしております。

ii. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

固定報酬については、昭和62年6月26日開催の定時株主総会において、取締役および監査役の報酬限度額は、取締役報酬が年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない）、監査役報酬が200百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点での取締役の員数は13名、監査役の員数は2名であります。

iii. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長長堀慶太が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、取締役の個人別の報酬の金額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支給人員 | 報酬等の総額 |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 5名   | 51百万円  |
| 監 査 役 | 4名   | 8百万円   |
| 合 計   | 9名   | 59百万円  |

- (注) 1. 上記には、令和3年6月25日に退任した社外監査役1名を含んでおります。  
 2. 上記のうち、社外取締役1名、社外監査役4名の報酬等の総額は10百万円であります。  
 3. 上記のほか、費用処理した役員退職慰労引当金繰入額11百万円があります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役富樫直記氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回出席し、主に経営コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役中林英樹氏は令和3年6月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な知見と経験等から、当社経営の健全性・適格性に対する発言を行っております。

監査役佐藤亮輔氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、主に税理士としての高い見識と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役岩上和道氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち7回、監査役会12回のうち7回出席し、スポーツ団体役員等その豊富な経験と大所高所の見地から客観的な立場で発言を行っております。

なお、当社と各社外役員の兼職先との間では、特別な関係はありません。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が(6回)ありました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

① 名称 監査法人日本橋事務所

② 報酬等の額

| 区 分                                  | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 19百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況および当事業年度の報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務（非監査業務）として、東京オリンピック・パラリンピックのライセンス・プレミアム製品取扱数の正確性検証に係る合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合、その他必要があると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                      |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>16,744,806</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>10,111,691</b> |
| 現金及び預金                 | 3,526,326         | 支払手形及び買掛金                    | 775,208           |
| 受取手形及び売掛金              | 2,583,097         | 短期借入金                        | 8,670,000         |
| 商品及び製品                 | 9,305,937         | 1年内返済予定の長期借入金                | 115,504           |
| 仕掛品                    | 329,552           | 未払法人税等                       | 72,788            |
| 原材料及び貯蔵品               | 736,448           | 賞与引当金                        | 57,794            |
| その他                    | 280,547           | 役員賞与引当金                      | 4,200             |
| 貸倒引当金                  | △17,103           | その他                          | 416,196           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,118,999</b>  | <b>固 定 負 債</b>               | <b>1,692,674</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,174,530</b>  | 長期借入金                        | 562,880           |
| 建物及び構築物                | 1,434,438         | 退職給付に係る負債                    | 643,057           |
| 機械装置及び運搬具              | 173,044           | 役員退職慰労引当金                    | 225,261           |
| 土地                     | 3,300,254         | 繰延税金負債                       | 8,958             |
| その他                    | 266,792           | 再評価に係る繰延税金負債                 | 48,841            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>30,957</b>     | その他                          | 203,676           |
| ソフトウェア                 | 19,147            | <b>負 債 合 計</b>               | <b>11,804,366</b> |
| その他                    | 11,809            | 純 資 産 の 部                    |                   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,913,511</b>  | <b>株 主 資 本</b>               | <b>12,756,580</b> |
| 投資有価証券                 | 1,022,881         | 資 本 金                        | 5,323,965         |
| 長期貸付金                  | 19,711            | 資 本 剰 余 金                    | 6,275,173         |
| 繰延税金資産                 | 128,219           | 利 益 剰 余 金                    | 1,638,874         |
| その他                    | 956,675           | 自 己 株 式                      | △481,433          |
| 貸倒引当金                  | △213,976          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△697,142</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>23,863,805</b> | その他有価証券評価差額金                 | 20,297            |
|                        |                   | 土地再評価差額金                     | △732,828          |
|                        |                   | 為替換算調整勘定                     | 15,389            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>12,059,438</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>23,863,805</b> |

## 連結損益計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額        |
|------------------|------------|
| 売上高              | 16,927,017 |
| 売上原価             | 12,457,890 |
| 売上総利益            | 4,469,126  |
| 販売費及び一般管理費       | 4,180,905  |
| 営業利益             | 288,221    |
| 営業外収益            | 51,380     |
| 受取利息             | 151        |
| 受取配当金            | 19,031     |
| 為替差益             | 13,710     |
| 保険返戻金            | 5,251      |
| その他              | 13,235     |
| 営業外費用            | 86,479     |
| 支払利息             | 82,987     |
| その他              | 3,492      |
| 経常利益             | 253,122    |
| 特別利益             | 188,911    |
| 投資有価証券売却益        | 23,544     |
| 助成金収入            | 165,367    |
| 特別損失             | 170,462    |
| 新型コロナウイルス対応による損失 | 170,462    |
| 税金等調整前当期純利益      | 271,571    |
| 法人税、住民税及び事業税     | 103,883    |
| 法人税等調整額          | 3,767      |
| 当期純利益            | 163,921    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  | 163,921    |

## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |           |          |            |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高           | 5,323,965 | 6,275,173 | 1,545,292 | △481,427 | 12,663,004 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           | △39,667   |          | △39,667    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 5,323,965 | 6,275,173 | 1,505,624 | △481,427 | 12,623,337 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |          |            |
| 剰余金の配当              |           |           | △30,671   |          | △30,671    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           |           | 163,921   |          | 163,921    |
| 自己株式の取得             |           |           |           | △5       | △5         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |          | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —         | —         | 133,249   | △5       | 133,243    |
| 当 期 末 残 高           | 5,323,965 | 6,275,173 | 1,638,874 | △481,433 | 12,756,580 |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |          |               | 純 資 産 計 合 計 |
|---------------------|-----------------------|----------|----------|---------------|-------------|
|                     | その他有価証券評価差額金          | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |             |
| 当 期 首 残 高           | 15,279                | △732,828 | 15,265   | △702,284      | 11,960,719  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                       |          |          |               | △39,667     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 15,279                | △732,828 | 15,265   | △702,284      | 11,921,052  |
| 当 期 変 動 額           |                       |          |          |               |             |
| 剰余金の配当              |                       |          |          |               | △30,671     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                       |          |          |               | 163,921     |
| 自己株式の取得             |                       |          |          |               | △5          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,018                 | —        | 123      | 5,141         | 5,141       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 5,018                 | —        | 123      | 5,141         | 138,385     |
| 当 期 末 残 高           | 20,297                | △732,828 | 15,389   | △697,142      | 12,059,438  |

## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>12,618,828</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>7,540,681</b>  |
| 現金及び預金             | 2,839,869         | 支払手形                 | 260,898           |
| 受取手形               | 237,591           | 買掛金                  | 343,075           |
| 電子記録債権             | 568,685           | 短期借入金                | 6,520,000         |
| 売掛金                | 1,103,897         | 1年以内返済予定の長期借入金       | 100,000           |
| 商品及び製品             | 7,527,385         | 未払金                  | 116,674           |
| 仕掛品                | 21,003            | 未払法人税等               | 32,540            |
| 原材料及び貯蔵品           | 259,261           | 賞与引当金                | 21,205            |
| 前払費用               | 17,801            | その他                  | 146,287           |
| 短期貸付金              | 100               | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,028,191</b>  |
| その他                | 153,756           | 長期借入金                | 275,000           |
| 貸倒引当金              | △110,525          | 退職給付引当金              | 491,675           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>7,044,222</b>  | 役員退職慰労引当金            | 151,352           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>4,801,168</b>  | 繰延税金負債               | 8,445             |
| 建物                 | 1,408,778         | 再評価に係る繰延税金負債         | 48,841            |
| 構築物                | 12,856            | 長期預り保証金              | 45,988            |
| 機械及び装置             | 27,530            | その他                  | 6,888             |
| 車輛運搬具              | 517               | <b>負 債 合 計</b>       | <b>8,568,873</b>  |
| 工具器具及び備品           | 151,520           | 純 資 産 の 部            |                   |
| 土地                 | 3,185,080         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>11,807,869</b> |
| リース資産              | 14,882            | 資本金                  | 5,323,965         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>20,758</b>     | 資本剰余金                | 6,275,173         |
| ソフトウェア             | 8,950             | 資本準備金                | 4,273,913         |
| その他                | 11,807            | その他資本剰余金             | 2,001,260         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,222,295</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>690,163</b>    |
| 投資有価証券             | 1,018,345         | 利益準備金                | 358,287           |
| 関係会社株式             | 656,700           | その他利益剰余金             | 331,876           |
| 長期貸付金              | 380,711           | 繰越利益剰余金              | 331,876           |
| 破産更生債権等            | 19,429            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△481,433</b>   |
| 保険積立金              | 409,211           | 評価・換算差額等             | △713,691          |
| 差入保証金              | 18,091            | その他有価証券評価差額金         | 19,137            |
| その他                | 101,546           | 土地再評価差額金             | △732,828          |
| 貸倒引当金              | △381,741          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>11,094,178</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>19,663,051</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>19,663,051</b> |



## 損益計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額       |
|------------------|-----------|
| 売上高              | 7,844,663 |
| 売上原価             | 5,050,751 |
| 売上総利益            | 2,793,912 |
| 販売費及び一般管理費       | 2,838,570 |
| 営業損失             | △44,658   |
| 営業外収益            | 179,266   |
| 受取利息             | 3,450     |
| 受取配当金            | 104,220   |
| 為替差益             | 14,545    |
| 保険返戻金            | 5,251     |
| 受取保証料            | 40,000    |
| その他              | 11,798    |
| 営業外費用            | 64,441    |
| 支払利息             | 61,496    |
| その他              | 2,944     |
| 経常利益             | 70,166    |
| 特別利益             | 120,764   |
| 投資有価証券売却益        | 23,544    |
| 助成金収入            | 97,220    |
| 特別損失             | 133,739   |
| 貸倒引当金繰入額         | 26,300    |
| 新型コロナウイルス対応による損失 | 107,439   |
| 税引前当期純利益         | 57,191    |
| 法人税、住民税及び事業税     | 13,907    |
| 当期純利益            | 43,283    |

## 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |                 |           |                 |          |             |
|---------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|----------|-------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 | 利 益 剰 余 金 |                 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
|                     |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 本 資 剰 余 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          |             |
|                     |           |           |                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   |          |             |
| 当 期 首 残 高           | 5,323,965 | 4,273,913 | 2,001,260       | 358,287   | 356,377         | △481,427 | 11,832,377  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           |                 |           | △37,113         |          | △37,113     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 5,323,965 | 4,273,913 | 2,001,260       | 358,287   | 319,264         | △481,427 | 11,795,263  |
| 当 期 変 動 額           |           |           |                 |           |                 |          |             |
| 剰余金の配当              |           |           |                 |           | △30,671         |          | △30,671     |
| 当期純利益               |           |           |                 |           | 43,283          |          | 43,283      |
| 自己株式の取得             |           |           |                 |           |                 | △5       | △5          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |                 |           | —               |          | —           |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —               | —         | 12,612          | △5       | 12,606      |
| 当 期 末 残 高           | 5,323,965 | 4,273,913 | 2,001,260       | 358,287   | 331,876         | △481,433 | 11,807,869  |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                 |                     | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|------------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高           | 14,513                  | △732,828        | △718,315            | 11,114,061 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                         |                 |                     | △37,113    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 14,513                  | △732,828        | △718,315            | 11,076,947 |
| 当 期 変 動 額           |                         |                 |                     |            |
| 剰余金の配当              |                         |                 |                     | △30,671    |
| 当期純利益               |                         |                 |                     | 43,283     |
| 自己株式の取得             |                         |                 |                     | △5         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 4,623                   | —               | 4,623               | 4,623      |
| 当期変動額合計             | 4,623                   | —               | 4,623               | 17,230     |
| 当 期 末 残 高           | 19,137                  | △732,828        | △713,691            | 11,094,178 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

株式会社ナガホリ  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所  
東京都中央区  
指定社員 公認会計士 森 岡 健 二  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 遠 藤 洋 一  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 千 保 有 之  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

株式会社ナガホリ  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所  
東京都中央区  
指定社員 公認会計士 森 岡 健 二  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 遠 藤 洋 一  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 千 保 有 之  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している

かどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月31日

株式会社ナガホリ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中 林 英 樹 ㊟

社 外 監 査 役 佐 藤 亮 輔 ㊟

社 外 監 査 役 岩 上 和 道 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としております。当期は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響の中、業績予想を達成となりましたので、期末配当として1株当たり2円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。  
なお、配当総額は30,671,034円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和4年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br/> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> | <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p><u>（電子提供措置等）</u><br/> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現行定款                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt; 新設 &gt;</p> | <p>(附則)<br/> (電子提供措置等に関する経過措置)<br/> 第3条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。<br/> 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。<br/> 3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制とコーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため社外取締役を1名増員し取締役を6名体制とし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位<br>および重要な兼職の状況、担当                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ながさわ しんや<br>長沢 伸也<br>(昭和30年9月21日生)                                                                                                                                                        | 昭和61年12月 工学博士（早稲田大学）<br>平成7年4月 立命館大学経営学部教授<br>平成15年4月 早稲田大学ビジネススクール（大学院アジア太平洋研究科。現 大学院経営管理研究科）教授（現在に至る）<br>平成20年4月 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程商学専攻マーケティング・国際ビジネス専修教授（現在に至る）<br>平成27年10月 立命館アジア太平洋大学客員教授（現在に至る） | —          |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等] 【新任】<br>長沢伸也氏は、日本におけるラグジュアリーブランド研究の第一人者であり、ジュエリー業界におけるブランディング・戦略について幅広く深い造詣を有していることから客観的、専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行における適切な監督を期待できるため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                        |            |

- (注) 1. 長沢伸也氏が代表社員を務める長沢伸也合同会社と当社とは令和4年1月より6月まで「ブランドアドバイザー契約」を締結し、ブランド育成、強化に対する助言を受けておりますが、主要な取引先に該当するものではなく、特別な利害関係はありません。
2. 長沢伸也氏は社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認可決された場合は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、同氏の選任が承認可決された場合は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告10頁をご参照ください。

(ご参考) 取締役及び取締役候補者の専門性および経験 (スキルマトリックス)

| 地位        | 氏名   | 特に期待する分野・スキル |    |         |             |      |                      |
|-----------|------|--------------|----|---------|-------------|------|----------------------|
|           |      | 経営           | 営業 | 商品開発・製造 | ブランドマーケティング | 財務会計 | コンプライアンス・コーポレートガバナンス |
| 代表取締役社長   | 長堀慶太 | ○            | ○  | ○       | ○           |      | ○                    |
| 常務取締役     | 吾郷雅文 | ○            |    |         |             | ○    | ○                    |
| 取締役       | 白川文彦 |              |    | ○       | ○           |      |                      |
| 取締役       | 川村忠男 | ○            | ○  |         |             |      |                      |
| 社外取締役     | 富樫直記 | ○            |    |         |             | ○    | ○                    |
| 社外取締役(候補) | 長沢伸也 |              |    |         | ○           |      | ○                    |

**第4号議案** リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の承認の件

当社取締役会は、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノブライズ。以下「リ・ジェネレーション」といいます。なお、同社の代表取締役である尾端友成氏は、2021年11月26日から2022年1月19日までアサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長を務めております。）及び布山高士氏（以下「布山氏」といいます。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下に記載する当社株式の大規模買付行為等（下記Ⅲ2(2)で定義されます。以下同じです。）への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議致しました。

本対応方針の導入につきましては、本取締役会において、独立社外取締役1名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、独立社外監査役3名から成る当社監査役全員も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件に、本対応方針に同意しております。

リ・ジェネレーション及び布山氏らによる当社株式の大量買集めの状況は、以下のとおりです。なお、リ・ジェネレーション及び布山氏の関係性に関する疑問点等の詳細は別紙1をご参照下さい。

まず、リ・ジェネレーションが提出した2022年4月15日付け大量保有報告書の変更報告書2によると、同社は、2022年4月8日段階で、1,670,000株（株券等保有割合9.96%、所有割合（注）10.89%）を保有し、当社の筆頭株主である主要株主となるに至っております。

しかしながら、リ・ジェネレーションが、2022年4月14日から同月15日にかけて提出した大量保有報告書及び変更報告書によると（その概要は以下のとおりです。）、同社は、金融商品取引法第27条の3第1項及び同法第27条の5第1項に規定される書類の提出期限（報告義務発生日から5営業日以内）を大幅に徒過するといった法令に違反する行為を行っております。しかも、これらの大量保有報告書及び変更報告書では、リ・ジェネレーションが当社の株式を保有する目的は、「重要提案行為等を行うこと」とされております。リ・ジェネレーションは、遅



くとも、2022年4月4日には大量保有報告書を提出して、一般株主及び投資家の投資判断にとって非常に重要な情報である、株式の取得状況や上記保有目的について開示すべきであったのにこれを開示しないまま、4月5日以降も4日間で合計230,000株（所有割合にして1.50%相当）の当社株式を買い増した結果、当社の筆頭株主である主要株主となるに至ったということとなります。

| 提出日            | 報告義務発生日        | 提出書面    | 概要                                         |
|----------------|----------------|---------|--------------------------------------------|
| 2022年<br>4月14日 | 2022年<br>3月28日 | 大量保有報告書 | 株券等保有割合6.87%<br>保有目的<br>重要提案行為等を行うこと       |
| 2022年<br>4月14日 | 2022年<br>3月29日 | 変更報告書1  | 株券等保有割合6.87%→8.59%<br>保有目的<br>重要提案行為等を行うこと |
| 2022年<br>4月15日 | 2022年<br>4月8日  | 変更報告書2  | 株券等保有割合8.59%→9.96%<br>保有目的<br>重要提案行為等を行うこと |

また、布山氏が提出した2022年4月15日付け大量保有報告書の変更報告書No. 3によると、布山氏は、同年4月12日時点で、1,508,500株（株券等保有割合8.99%、所有割合9.84%）を保有するに至っております。リ・ジェネレーションないしその代表取締役である尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）と布山氏との関係の有無及び程度については現在調査中ですが（調査の結果現時点で判明した事実は別紙1をご参照下さい。）、リ・ジェネレーションと布山氏は、非常に近接した時期に当社株式の取得を開始した上、いずれも、ほぼ同じ時期にかつ極めて短期間のうちに大量に当社株式を買い上がっており、当社としては、リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）と布山氏とが実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性が否定できないと考えております。

さらに、最新の当社株主名簿（2022年3月31日を基準日とするもの）上、3名の個人が、前回の基準日（2021年9月30日）以降に当社株式を大量に取得していたことも確認されており、これを受けて当社が行った調査によれば、3名の個人が、リ・ジェネレーション及び布山氏の当社株式の取得とほぼ同時期に、それぞれ所有割合にして2%から3%超の当社株式を取得し、2022年3月31日（以下「本基準日」といいます。）時点において、単純合算で、合計1,325,200株（所有割合8.64%）の当社株式を保有するに至っております。これら3名の個人とリ・ジェネレーション及び布山氏との関係の有無及び程度についても現在調査中ですが（調査の結果現時点で判明した事実は別紙1をご参照下さい。）、上記のとおり、非常に近接した時期に当社株式の取得を開始した上、ほぼ同じ時期の極めて

短期間のうちに当社株式を大量に買い上げる行為が、相互に全く無関係に行われることは通常想定し難いことから、当社としては、これら3名の個人についても、リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）又は布山氏と実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性は否定できないと考えております（以下、上記の3名の個人を、便宜上「本件連動取得者」といいます。）。

以上に加えて、最新の当社株主名簿（2022年3月31日を基準日とするもの）によれば、当社がこれまでに入手した情報に基づき布山氏と実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性があるとして当社が合理的に判断している法人及び個人複数名（以下「布山氏関係者」といいます。）は、本基準日時点において、単純合算で、合計422,700株（所有割合2.76%）の当社株式を保有するに至っております。

そして、リ・ジェネレーション及び布山氏並びに本件連動取得者及び布山氏関係者が保有している当社株式を単純合算すると、現時点で判明しているだけで、合計4,926,400株（所有割合32.14%）もの規模となります。これらのいずれの者も、前回基準日である2021年9月30日時点における当社株主名簿には当社株式を保有している者としては記録されていなかったにも拘らず、当社が行った調査の結果、その取得の太宗は、2022年3月以降に集中していることから、当社としては、これらの者が実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性を否定できないと考えております。万一そのような場合には、これらの者は当社株式を共同して保有していることとなりますが、前述のとおり、リ・ジェネレーション及び布山氏が提出している大量保有報告書及び変更報告書においては、共同保有者の記載は一切ありません。

（注）「所有割合」とは、(i)当社が2021年11月15日に提出した第61期第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の当社の発行済株式総数（16,773,376株）から、(ii)同報告書に記載された2021年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（1,437,800株）及び単元未満株式（5,776株）を控除した株式数（15,329,800株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合の計算において同様とします。）をいいます。

以上の事情に鑑み、当社としては、当該法定書類が、法令の定めに従い、必要な記載事項を記載した上で、適切かつ適法に作成されているのかという点について、懸念を持っております。

以上の状況を踏まえて、当社が2022年4月18日付け「リ・ジェネレーション株式会社への質問事項の送付に関するお知らせ」においてお知らせ致しましたとおり、当社は、リ・ジェネレーションに対して、金融商品取引法に規定されている書類の提出期限を大幅に徒過した理由、リ・ジェネレーションの実態、今後の当

社との関係についての考えについて、2022年4月15日付けの書面で質問をしましたが、同月22日現在、リ・ジェネレーションから当社に対して、それらにつき一切回答はなされていませんでした。また、当社が2022年4月22日付け「リ・ジェネレーション株式会社への再質問状の送付及び当社株主である布山高士氏に対する質問事項の送付に関するお知らせ」においてお知らせ致しましたとおり、上記質問に対して未だに回答がありませんでしたので、2022年4月21日付けの書面でリ・ジェネレーションに対してその回答を促すとともに、その後の当社の調査の結果判明した事実に基づき追加の質問をしました。また、当社は、布山氏に対しても、今後の当社との関係等についての考えについて、2022年4月21日付けの書面で質問をしました。

なお、本対応方針の導入後、当社が2022年4月26日付け「リ・ジェネレーション株式会社への質問状（3）の送付に関するお知らせ」においてお知らせ致しましたとおり、2022年4月15日付けのリ・ジェネレーションに対する質問事項への回答として、当社は、同月25日に同月22日付け「回答書」を受領致しましたが、当該「回答書」の内容は、客観的な事実関係と必ずしも整合しなかったり、当社株式の保有目的を「重要提案行為等」とするリ・ジェネレーションの実態及び今後の当社との関係について同社がどのように考えているのかを当社の一般株主の皆様が把握するに当たって、不十分な情報開示と言わざるを得ないものであると考えられたことから、当社は、それらの事項について、追加の質問及び情報開示の要請を行うべく、同日（4月25日）付けの書面で質問をしております。

以上の質問については、当社が2022年5月9日付け「リ・ジェネレーション株式会社への質問状（4）及び当社株主である布山高士氏に対する回答及び質問状（2）の送付に関するお知らせ」にてお知らせ致しましたとおり、当社は同月6日にリ・ジェネレーションからの同月2日付け「回答書（2）」及び布山氏からの同月5日付け「抗議書」を受領致しました。もっとも、リ・ジェネレーションからの上記「回答書（2）」の内容は、引き続き、客観的な事実関係と必ずしも整合しなかったり、当社株式の保有目的を「重要提案行為等」とするリ・ジェネレーションの実態及び今後の当社との関係について同社がどのように考えているのかを当社の一般株主の皆様が把握するに当たって、不十分な情報開示と言わざるを得ないものと考えております。そこで、当社は、それらの事項について、追加の質問及び情報開示の要請を行うべく、5月9日付けで「質問状（4）」により質問をしております。また、布山氏からの上記「抗議書」では当社の4月21日付け「質問状」における当社からの質問事項に対して一部回答もされておりますが、当社としては当社の株主その他の投資家が状況を適切に理解・判断するために必要な情報が十分に得られていないと考えております。そこで、当社は、それらの事項について、追加の質問及び情報開示の要請を行うべく、5月9日付けで「回答及び質問状（2）」により質問しております。その後、布山氏から5月24日付けで「抗議書（2）」を受領し、リ・ジェネレーションから5

月30日付けで「回答書（3）」を受領しておりますが、当社としては、依然として、当社の株主その他の投資家が状況を適切に理解・判断するために必要な情報が十分に得られていないと考えておりますので、5月27日付けで布山氏に対し「回答及び質問状（3）」により追加の質問をする等、5月31日現在、リ・ジェネレーション及び布山氏に対して引き続き当社の株主その他の投資家が状況を適切に理解・判断するために必要な情報の提供を要請しております。

当社がリ・ジェネレーション及び布山氏に送付した質問事項及びリ・ジェネレーションから受領した「回答書」については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nagahori.co.jp/>）に掲載しております。

このように、リ・ジェネレーションが大量保有報告書の提出を大幅に遅延する行為は、明らかに金融商品取引法に違反していると当社は考えており、それ以外にも、当該大量保有報告書及びその変更報告書が法令の定めに従い、必要な記載事項を記載した上で適切かつ適法に作成されているのかという点について、上記のとおり、当社としては、懸念を持たざるを得ない状況です。このような極めて不十分な情報開示の下で急速に当社株式を大量に買い集めている他、同社、布山氏、本件連動取得者、及び布山氏関係者も含め、かかる大量買集めの目的及び諸条件について当社に一切の情報提供がなされていないこと、殊に、リ・ジェネレーションに対する質問にも拘らず、本株式買集め実施後の当社の具体的な経営方針等についても全く説明がないこと等に鑑みると、当社は、本株式買集めの目的ないしその結果が、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に反するおそれは否定できないものと認識しております。

当社取締役会は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えておりますが、そのためには、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に反する事態が生じないよう、大規模買付行為等が、当社の中長期的な企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保することが必要であると考えております。

しかしながら、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めは、前述のとおり、極めて不十分な情報開示の下で行われており、現状でも、リ・ジェネレーション及び布山氏は、単純合算で合計3,178,500株（所有割合20.73%）、リ・ジェネレーション及び本件連動取得者は単純合算で、合計2,995,200株（所有割合19.54%）、布山氏及び布山氏関係者は、単純合算で合計1,931,200株（所有割合12.60%）に上る当社株式を、それぞれ保有するに至っております。その結果、仮に、リ・ジェネレーション及び布山氏並びに本件連動取得者及び布山氏関係者が実質的に共同して当社株式の買付けを行っている場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で合計4,926,400株（所有割合32.14%）に上る当社株式を共同して保有していることとなることから、その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に大きな影響を与え

るものであると判断しております。

にも拘らず、現状においては、株主の皆様及び当社取締役会が、今後も進行する可能性のある本株式買集めについて十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足しております。

そこで、当社取締役会としては、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、本取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本株式買集めや、このような状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針として、本対応方針を導入することと致しました。本対応方針は、既に開始されている本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。

本対応方針は、本取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において議案としてお諮りさせていただいております。なお、本対応方針の導入につきましては、本取締役会において、独立社外取締役1名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されており、独立社外監査役3名から成る当社監査役全員も、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件に、本対応方針に同意しております。また、本対応方針は、2022年4月22日付けで効力を生じるものとしますが、本議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

従いまして、本対応方針を導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、上記の決議に先立ち、当社は、2022年4月20日開催の当社取締役会において、当社取締役会による恣意的な判断を防止することを目的として、当社の独立社外取締役1名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会を設置致しました。当該独立委員会は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、本対応方針に関する独立委員会としての機能を担うこととなります。独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、2022年4月20日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」をご参照下さい。

## I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者（下記Ⅲ2(2)で定義されます。以下同じです。）からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。



当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は、以上のとおりであります。当社取締役会と致しましては、大規模買付者が当社株式についての大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する（場合により、本定時株主総会が株主意思確認総会を兼ねる場合があります。以下同じです。）ことと致します。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会と致しましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、若しくは、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲ2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、若しくは、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

#### (1) 経営理念・経営方針

当社は、宝飾品を通じて、人類の高い文化生活に貢献するために、広く世界に市場を求め、人間性豊かな理想の会社を築き、永遠の繁栄を図ることを経営の理念としております。また、社業を通じて、株主・取引先・社員の最大多数の最大幸福の実現を目指し、社員一人一人が誠実に働くことを経営の基本方針としております。

#### (2) 経営戦略

当社は、以下のグループ経営ビジョンを掲げております。

##### ① 事業規模の維持と収益力の向上による新規事業の育成

既存の事業部門については、事業規模の拡大よりも収益力の向上を重視し、生み出したキャッシュ・フローでの新規事業の育成を目指す。グループ各社に求められる役割の明確化とグループ内での補完関係を強化し、相乗効果が発揮できるグループ企業群としての収益性向上を目指す。

##### ② 差別化戦略による競争優位性の確立

グループ会社の既存事業部門としての、宝飾店向け卸売事業、百貨店向け卸売事業、小売専業の子会社、地金系商材を中核とした宝飾品卸売事業会社、またOEM (Original Equipment Manufacturing) 対応等メーカー機能を有する生産事業部門及び生産事業会社、それぞれの特性、強みを活かし、各販売チャネルを通じて提供する商品ブランドやサービスの質的向上による差別化を促し、取引先や消費者から信頼・支持され、社会から必要とされる企業集団を目指す。

また、消費者購買行動の変化に対応し、それぞれの販売チャネルに対して独自性があり差別化できる自社ブランド群の再構築に取り組み、業界競合環境の中での競争優位性を確固たるものとする。

##### ③ 景気変動に左右されない強い収益基盤の確立

グループ会社全社が経常利益の黒字を確保するため、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標及び生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略



を確実に実行する。

「選択と集中」の考え方を基軸とし、生産性の向上、ローコストオペレーションを目指した業務改革を実施し、収益基盤の安定化再構築を図る。

#### ④ 働き甲斐のある企業グループに変容

働き方に対する社会の考え方の変化や、人材市場の現状に適合する労働環境、新たな人事制度を整備し、かつ過去10年間で大きく変容した当社グループの業容にマッチするHRM (Human Resource Management) を実践することにより、従業員にとって、満足感・公平感が高く、働き甲斐があり、ロイヤリティの高い企業集団となることを目指す。

## 2. コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

### (企業統治の体制)

当社は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役は、代表取締役社長の長堀慶太を議長とし、取締役である吾郷雅文、白川文彦、川村忠男及び富樫直記（社外取締役）の取締役5名で構成されており、社外取締役1名は独立社外取締役です。監査役である中林英樹（社外監査役）、佐藤亮輔（社外監査役）及び岩上和道（社外監査役）が出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。

### (監査役監査及び内部監査)

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に基づいて、業務分担等に従い取締役の職務執行等の監査を行っております。業務監査においては、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて内部統制システムの構築・運用状況を評価・検証しております。また、会計監査においては、会計監査人と適宜情報・意見交換等を行い、監査方針及び方法・結果の妥当性を確認しております。

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部統制室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査計画に基づき、会社の業務運営が法令及び会社の規程類を遵守して適正に行なわれているかを評

価することを目的として実施しております。また、必要に応じて、監査役と意見及び情報の交換を行い、監査結果については、代表取締役社長及び監査役会に報告する体制となっております。

さらに、内部監査を担当する内部統制室及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（最新版は2021年12月14日付け）をご参照下さい。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定致します。かかる手続は、株主の皆様に対し、大

規模買付行為等が行なわれることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、既に行われているリ・ジェネレーションらによる本株式買集めにより、リ・ジェネレーションのみで当社の総議決権数の10.89%に相当する当社株式を、布山氏のみで当社の総議決権数の9.84%に相当する当社株式を、それぞれ市場において買い上がっていることや、仮にリ・ジェネレーション及び布山氏並びに本件連動取得者及び布山氏関係者が実質的に共同して当社株式の買付けを行っている場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で当社の総議決権数の合計32.14%の当社株式を共同して保有していることとなることを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、決定されたものです。そして、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。

従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様が議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照下さい。）。

## 2. 本対応方針の内容

### (1) 概要

#### ① 本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等が行なわれることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えてお

ります。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき、株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

## ② 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の導入に先立ち、2022年4月20日付けで独立委員会を設置しておりますが、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照下さい。）に基づき、本対応方針に関する独立委員会としての機能を担うこととなります。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

## ③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者（下

記3(1)⑤(a)で定義されます。以下同じです。)による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条以下)により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります(詳細は下記3をご参照下さい。)

#### ④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

#### (2) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。)、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注4)を樹立するあらゆる行為(注5)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。)

を意味し(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)、 「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

- (注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を

含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。)並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。)は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなしません。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをい



います。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取扱うこととします。

なお、現時点で判明している限り、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めにより、リ・ジェネレーションのみで議決権割合10.89%に相当する当社株式を、布山氏のみで議決権割合9.84%に相当する当社株式を、それぞれ市場において買い上がっているところ、仮にリ・ジェネレーション及び布山氏並びに本件連動取得者及び布山氏関係者が実質的に共同して当社株式の買付けを行っている場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で合計32.14%もの議決権割合に相当する当社株式を、共同して保有していることとなります。

これらの者の相互の関係性については、今後さらに確認を行う予定ですが、これらの者の全部又は一部について、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、特定株主グループとして、既に議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに

③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

### (3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

#### ① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表致します。

#### ② 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる別紙3に記載の情報（但し、大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の



皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

### ③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

### ④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大

規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

#### ⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記3に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

#### 3. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（下記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）

(iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公

開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

(b)新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(c)適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

(d)上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

## ⑥ 取得条項

(a)当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記⑤(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。

(b)当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

### (i)行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回る範囲内でのみ行使するこ

とができます。

(x)大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。

(y)(α)大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の株券等保有割合として当社が認めた割合が20%以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回った場合であること。

(ii)取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限り、）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c)本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

#### ⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

#### ⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

#### ⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使

により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

#### ⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

##### (2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

##### (3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

##### (4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除きます。）と同数とします。

##### (5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

##### (6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるもの



とします。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

##### (1) 本対応方針導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。

但し、上記3(1)⑤(a)所定の非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定します。本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないこと等を誓約した場合）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提

に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

(b) 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様は割り当てられた本新株予約権は、上記3に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記3(1)⑥(b)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。

但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることとなります。

(c) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本対応方針の合理性を高める仕組み

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価



値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

(2) 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映致します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記6記載のとおり、本対応方針は2022年4月22日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は2022年4月22日から1年間とします（なお、株主の皆様から本議案のご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止致します。）。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記2(1)②記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項

について、独立委員会の勧告を受けるものとしております。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしております。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

#### (4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記6記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

#### 6. 本対応方針の廃止の手續及び有効期間

本対応方針は2022年4月22日から効力が生じるものとしませんが、その有効期間は、2022年4月22日から1年間とします（なお、株主の皆様から本議案のご承認をいただけない場合にあつては、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止致します。）。但し、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であつて当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとしします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておられません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

以 上

## 別紙1

リ・ジェネレーション及び布山氏の関係性に関する疑問点等

### 1. リ・ジェネレーションについて

#### (1)大場武生氏との関係について

リ・ジェネレーションについては、下記のとおり、過去に、複数の事案に関する報道で大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）との繋がりに関する報道が、時期も、対象とする会社も異にして繰り返されている点や以下のア及びイ記載の点から、当社としては、リ・ジェネレーションと大場氏に関する一定の繋がりがあるのではないかと疑念を完全に払拭するには至っておりません。大場氏については、2007年10月11日に東京地方検察庁特捜部が旧証券取引法違反（風説の流布）で逮捕し、その後有罪判決を受けており、当社の主要株主に既に該当するに至っているリ・ジェネレーションと大場氏との間に繋がりが存するのではないかと疑念は、コンプライアンス上、上場会社である当社の一般株主や投資家にとって重大な関心事であるといわざるを得ません。

かかる疑念に対して、当社はリ・ジェネレーションに対して質問状を送付して回答を求めています。同社は、2022年5月2日付け回答書（2）（以下「回答書（2）」）といっています。において、「当社は、大場武生氏・・・なる人物を知りませんし、大場氏が当社の経営に直接ないし間接的に関与している事実も一切ございません」と回答するのみで、現在に至るまで、当社として上記疑念を完全に払拭するに足りる具体的な回答を得られておりません。

#### ア. シスウェーブ株式の大量取得について

リ・ジェネレーションは、当社が認識する限り、過去に2回に亘って商号変更を行っているところ（N&Mマネージメント→イノプライズ→リ・ジェネレーション）、商号がN&Mマネージメントであった時代に、株式会社シスウェーブホールディングス（当時JASDAQ上場。以下「シスウェーブ」といいます。）の株式を大量に取得したとして大量保有報告書を提出しています。当該シスウェーブ株式の大量取得について、2012年には、大場武生氏が関与している旨、また、当該取得資金の資金源が実質的には反社会的勢力である旨等の報道が、Access Journal誌によってなされています。なお、シスウェーブは、その後、SOL Holdingsへと商号を変更し、更にソルガム・ジャパン・ホールディングスに商号を変更した後、2018年になって、2017年3月期有価証券報告書の一部に虚偽記載があったとして証券取引等監視委員会より強制調査を受け、さらに、2018年3月期有価証券報告書の期限までの提出見込みが立たなかったために、同年9月

に上場廃止されています。

このため、上記報道された事実に関して、以下の①～③の3点について質問しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで具体的な回答を得られておりません。

- ① 上記報道された事実、特に大場氏がリ・ジェネレーションの実質的な支配者であるとの報道、及び、リ・ジェネレーションの株式の取得資金の資金源が反社会的勢力であるとの報道は、事実であるか否か
- ② 仮に事実でないとすると、リ・ジェネレーションの社会的信用にも関わる事実であると考えられますので、然るべき対応をとられたと考えられますが、リ・ジェネレーションは、どのような対応をとられ、その結果、どうなったのか
- ③ 上記報道が事実であるか否かに拘らず、現在及び過去における、リ・ジェネレーションと「大場」氏との関係の有無、有る場合には、その関係の詳細

#### イ. 燦キャピタルからの借入れについて

燦キャピタル・マネージメント株式会社（以下「燦キャピタル」といいます。）の2020年2月14日付けプレスリリース「特別損失計上に関するお知らせ」によれば、燦キャピタルは、同日、「従来からの取引先である」リ・ジェネレーション（当時の商号は株式会社イノプライズ）に対する貸付金5000万円のうち2000万円が未回収であって、返済期日が確定しないことから貸倒引当金を計上し、特別損失として計上した旨を公表しています。

この燦キャピタルについても、大場氏が第三者の名義を利用して実質的に投資をしている旨の報道が、2017年にAccess Journal誌によってなされているところです。

なお、リ・ジェネレーションに対する貸付金未回収による貸倒引当金の計上後わずか2年弱後には、リ・ジェネレーションは、当社株式の買付けの資金の全額を、貸金業登録もなされていない合同会社STAND UP GROUPから借り入れていません。

このため、上記の燦キャピタルによるプレスリリース及び報道された事実に関して、以下の点について質問しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで具体的な回答を得られておりません。

- ① リ・ジェネレーションが燦キャピタルから5000万円の貸付けを受けるに至った経緯、貸付けの実行日時、貸付金の用途
- ② リ・ジェネレーションが燦キャピタルの「従来からの取引先である」ことに関して、当該取引の開始の経緯・時期、リ・ジェネレーションを燦キャ

ピタルで紹介した或いは燦キャピタルをリ・ジェネレーションで紹介した仲介者の有無

- ③ 仮にリ・ジェネレーションと燦キャピタルの取引関係が上記Access Journal誌の報道よりも後に開始されている場合には、当該報道の存在にも拘らず、リ・ジェネレーションが燦キャピタルとの取引関係を開始した理由（当該報道を踏まえて燦キャピタルに対してどのような対応をとったのかを含みます）

## (2) 布山高士氏との関係について

以下のア(a)乃至(c)の事実を踏まえれば、布山氏に対して株式会社アジアゲートホールディングス（以下「アジアゲートHD」といいます。）がNC MAX WORLD株式会社（以下「NC MAX WORLD」といいます。）株式の取得の対価として支払った資金の原資の一部は、究極的には、リ・ジェネレーションとプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワンHD」といいます。）の共通の実質的支配者であるリ・ジェネレーションの代表者（尾端友成氏）が、今回、リ・ジェネレーションが当社株式を取得する資金の提供を受けた合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）2名と共に負担をしていると解されます。また、下記イ及びウの事情からも、リ・ジェネレーション及び布山氏と、アジアゲートHDの関係者との関係が窺われるところです。

このように、リ・ジェネレーションと布山氏の間には当社株式取得以外における密接な関係があるとの疑念を抱くことが合理的な事情が多数存在するものと考えております。

これに対して、リ・ジェネレーションは、回答書（2）において、「当社と布山高士氏・・・において、意を通じて、実質的に共同して当社株式の買付けを行っているという事実はございませんので、回答の要が認められないご質問であると思料しますが、念のために申し上げますと、当社と布山氏の間には、直接・間接を問わず、資本関係・取引関係の類は一切ございません」と回答しています。

しかしながら、特に、下記ア.記載の事情からすれば、結果的に（リ・ジェネレーション代表者が代表取締役を兼任していることが登記上明らかであり、かつ、公開情報からリ・ジェネレーション代表者が100%株主であると推認される）プラスワンHD→エム・クレド→アジアゲートHD→布山氏という資金の流れがあると考えられることから、リ・ジェネレーションと布山氏に「間接を問わず」「取引関係の類は一切ございません」とのリ・ジェネレーションのご回答は、誠に遺憾ながら事実と反する回答ではないかと強く懸念しております。

そのため、当社は、リ・ジェネレーションと布山氏のご関係について、改め

て、詳細を具体的に説明頂くよう要請致しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで具体的な回答を得られておりません。

#### ア. アジアゲートHDを介した関係について

以下の各事実からすれば、リ・ジェネレーションと布山氏との間に少なくとも資金面での繋がりが存在することが窺えます。

(a) アジアゲートHDは、布山氏に対するNC MAX WORLD株式の代金の資金を調達するために、2022年1月14日を払込期日として、株式会社エム・クレド（以下「エム・クレド」といいます。）及びアクセスアジア株式会社を割当先として第三者割当増資を行っているところ、エム・クレドは、当該払込日の直後である同年1月28日に、プラスワンHD及び合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）2名（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）に対して割り当てられたアジアゲートHD株式を譲り渡していること（アジアゲートHD株式の代金として、プラスワンHDからは4億1860万円が、中山勇介氏からは4億5592万円が、笹澤知夫氏からは3億8853万円がそれぞれエム・クレドに支払われていること）

(b) プラスワンHDは、リ・ジェネレーションと同所に所在し、リ・ジェネレーション代表者と同一人が代表者を兼ねる会社である上に、株式会社FHTホールディングス（なお、当時の商号はターボリナックスHD株式会社。以下「FHT HD」といいます。）の2013年12月27日付けプレスリリース「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」によれば、リ・ジェネレーション代表者が100%株主であると推認されること

(c) 上記(a)及び(b)からすれば、アジアゲートHDがNC MAX WORLD株式の取得対価として布山氏に対して支払った対価のうち、4億1860万円についてはリ・ジェネレーション代表者（即ち、プラスワンHD及びリ・ジェネレーションの実質的支配者）が、合計8億4445万円についてはリ・ジェネレーションへの資金提供者である上記中山氏及び笹澤氏が、それぞれ究極的には実質的に負担しているのではないかと合理的に推認できること

#### イ. FHT HDを介した関係について

リ・ジェネレーション代表者は、2013年3月からFHT HDの執行役員を務めていたところ、アジアゲートHDの前代表取締役社長であった森欣也氏が2022年3月24日付けでFHT HDの代表取締役に就任しており、このように、リ・ジェネレーション代表者の経歴上も、アジアゲートHD関係者との接点が窺えます。また、FHT HDについては、現代表取締役会長である車陸昭氏が当社株式を2021年9月末以降に新たに取得しており（5000株）、この点でも、リ・ジェネレーションないしリ・ジェネレーション代表者とFHT HDとの関係が窺えるところ です。

ウ. その他のアジアゲートHD関係者による当社株式の取得について

(a) エム・クレド及びアジアゲートHDとの関係でいえば、上記アジアゲートHDの第三者割当増資にエム・クレドが応じた際の資金の提供者として開示されている森本浩之氏が代表者を務める株式会社吉野森久銘木店（以下「吉野森久銘木店」といいます。）が、当社株式を2021年9月末以降に新たに取得しています。

(b) また、上記のとおり、アジアゲートHDは、布山氏に対するNC MAX WORLD株式の取得対価支払いのための資金を、第三者割当てによる新株及び新株予約権の発行により調達しているところ、その割当先であるアクセスアジア株式会社（以下「アクセスアジア」といいます。）の代表者である山本永海氏と占永海氏は、当社株式を、布山氏及びリ・ジェネレーションによる大量買集めと同時期に買い集めております。

(c) 上記のとおり、FHT HDの関係者（代表取締役会長の車陸昭氏及び過去に大株主であった会社の代表者であった江川源氏）も、当社株式を、布山氏及びリ・ジェネレーションによる大量買集めと同時期に買い集めております。

(3)重要提案行為について具体的な説明がないこと

リ・ジェネレーションが提出した2022年4月15日付け大量保有報告書の変更報告書2によれば、リ・ジェネレーションが当社の株式を保有する目的は「重要提案行為等を行うこと」とされており、また、リ・ジェネレーションがリ・ジェネレーションウェブサイト上に任意に掲載した2022年5月4日付け「ナガホリの株主の皆様へ」においても、「当社が提出した大量保有報告書に記載のとおり、ナガホリの現経営陣に対し、建設的な対話を求めるべく、重要提案行為等を行うことを目的にナガホリの株式を保有するに至りました」と記載されています。しかしながら、当社が当該重要提案行為等の概要の説明を求めたにも拘らず、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで当該重要提案行為等の概要を一切説明頂けておりません。

当社といたしましては、大株主様との間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂くことは全く差し支えはなく、当社としても望ましいことと考えておりますが、依然として議論に応じて頂けないことから、リ・ジェネレーションないしリ・ジェネレーション代表者がこれまでに関与した重要提案行為を調査したところ、以下の事実が判明しました。

即ち、リ・ジェネレーション代表者は、上記(2)のとおり自らが代表者で唯一の株主と考えられるプラスワンHDを通じて、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して自らを取締役に選任することを含めた臨時株主



総会招集請求を行い、その結果、2021年11月26日付け臨時株主総会においてアサヒ衛陶の取締役の入れ替えを実現し、同日付けでアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任しておられます（なお同日付けで星野和也氏も代表取締役会長に就任しておられます。）。それにも拘らず、それから僅か2か月程度しか経過していない翌年1月19日付けで代表取締役社長を辞任（取締役についても同年2月25日付けで任期満了により僅か3か月で退任）しておられます（以上については、アサヒ衛陶の2021年10月4日付けプレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」、同年11月4日付け「役員の変動に関するお知らせ」及び「臨時株主総会の開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」、同月11日付け「臨時株主総会招集ご通知」、同月26日付け「代表取締役の変動及び人事異動に関するお知らせ」、2022年1月19日付け「代表取締役の変動（辞任）に関するお知らせ」等を参照しています。）。

当社がリ・ジェネレーションとの間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂く大前提として、リ・ジェネレーション代表者が、上記のとおり、アサヒ衛陶の代表取締役社長に就任後僅か2か月程度の間で辞任された経緯・理由を具体的にご教示頂くよう要請致しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで、具体的な回答を得られておりません。

(4)大量保有報告書の提出懈怠について合理的な説明がなく、その他の法令遵守体制にも疑義があること

リ・ジェネレーションの2022年4月22日付け「回答書」（以下「回答書」といいます。）によれば、リ・ジェネレーションが4月14日付けで提出した大量保有報告書及びその変更報告書（変更報告書1）につき、その報告義務発生日がそれぞれ本年3月28日及び3月29日であるにも拘らず、報告義務発生日から5営業日以内の提出を求める金融商品取引法の規定（27条の23第1項及び27条の25第1項）を約2週間徒過する違反を犯すに至った理由に関し、「当社が、貴社の株式を取得し、大量保有報告義務が発生した時点において、弊社は本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であり、EDINETコード取得に際し必要となる登記簿謄本等を取得することができませんでしたので、登記完了後速やかに大量保有報告書を提出致しました」と回答されておられます。

もっとも、リ・ジェネレーションの商業登記によれば、令和4年3月30日（水）付けでリ・ジェネレーションの本店所在地及び代表取締役の変更（並びに商号変更）に係る登記がなされているため、登記申請は令和4年3月30日（水）に行われたものと解されます。即ち、リ・ジェネレーションが当社の株式を取得し、大量保有報告義務が発生した時点（本年3月28日（月）及び3月29日



(火) )において、リ・ジェネレーションが本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であった旨の事実はないと解されます。従って、大量保有報告書の提出懈怠の理由に関する上記ご説明は合理的でないと考えられるため、リ・ジェネレーションの大量保有報告書の提出懈怠の理由に関しても、改めてご説明頂くよう要請致しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで具体的な回答を得られておりません。また、上記のとおり、リ・ジェネレーション代表者は、上場会社であるアサヒ衛陶の代表取締役社長も務めていたことから、当然、大量保有報告書の提出期限等については熟知されていたはずであり、商業登記手続を理由として金融商品取引法違反が正当化されるかのように述べられる上記ご回答は、大変遺憾ながら不可解といわざるを得ません。

また、リ・ジェネレーションは、回答書においては、「過去10年間における法令違反行為等」は「ありません」と回答され、また、「当社の法令遵守体制に問題はございません」と回答されておられますが、上記のとおり、リ・ジェネレーションは登記申請期限を（民法及び行政機関の休日に関する法律も含めて）正確にご認識頂いているにも拘らず、当該登記申請期限を徒過しており、この点に関しても法令違反を行っていたこととなります。それ故、①上記登記義務の懈怠についてどのような理解をされているのか、また、②どのような事情により、登記申請が遅延したのか、その理由も書面を以て具体的にご説明頂くよう要請致しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで、具体的な回答を得られておりません。

加えて、リ・ジェネレーションは、回答書において、リ・ジェネレーションの財務内容に関して、「非開示とさせていただきます」と回答されておられますが、株式会社であって、官報を公告方法とされているリ・ジェネレーションは、そもそも会社法上、定時株主総会后遅滞なく、貸借対照表の要旨を公告することが求められており（会社法440条2項）、全くの非開示とされるべき正当な理由はなく、リ・ジェネレーションの実態及び今後の当社との関係について貴社がどのようにお考えであるかを当社の一般株主の皆様が把握するに当たって、情報開示が不十分であると考えております。さらに、リ・ジェネレーションは、貸借対照表の公告義務を負うところ、官報を検索できるデータベースを用いて、リ・ジェネレーションの現商号で検索しても、旧商号（イノプライズ）で検索しても、旧々商号（N&Mマネージメント）で検索しても、全く決算公告が見当たりません。したがってリ・ジェネレーション社はこの点に関しても法令違反を行っていたのではないかと推測されます。それ故、①決算公告義務の懈怠の有無、②仮に懈怠されている場合には、上記ご回答との関係で当該懈怠についてどのような理解をされているのか、及び③どのような事情により懈怠されてきたのか、その理由につきましても書面を以て具体的にご説明頂くよう要請致しましたが、リ・ジェネレーションからは、現在に至るまで、具体的な回答を得られておりません。

## 2. 布山氏について

### (1) リ・ジェネレーションとの関係について

上記1. (2)記載のとおり、リ・ジェネレーションと布山氏の間には当社株式取得以外における密接な関係があるとの疑念を抱くことが合理的な事情が多数存在するものと考えております。そのため、リ・ジェネレーションないしリ・ジェネレーションの代表者である尾端氏と布山氏とのご関係について、改めて、詳細を具体的に説明頂くよう要請致しましたが、布山氏からは、現在に至るまで、具体的な回答を得られておりません。

### (2) 他の株主との関係について

布山氏は2022年5月5日付け抗議書（以下「抗議書」といいます。）において、当社の質問状における他の当社株主との関係に関する質問に対する回答として、「私は貴社株主を把握していないため、私の知人が貴社株主に含まれているか否かを知り得ません。」とご回答されております。

ア. しかしながら、①上記1. (2)ア. (a)のとおり、アジアゲートHDは、布山氏に対するNC MAX WORLD株式の取得対価のための資金を、第三者割当てによる新株及び新株予約権の発行により調達しているところ、その割当てであるエム・クレドの資金の提供者として開示されている吉野森久銘木店は、当社株式を、2021年9月末以降に新たに取得していること、並びに、上記1. (2)ウ. のとおり、②上記アジアゲートHDによる第三者割当増資の割当てであるアクセスアジアの代表者である山本永海氏こと占永海氏も、当社株式を、布山氏及びリ・ジェネレーションによる大量買集めと同時期に買い集めていること、及び、③FHT HDの関係者（代表取締役会長の車陸昭氏及び過去に大株主であった会社の代表者であった江川源氏）も、当社株式を、布山氏及びリ・ジェネレーションによる大量買集めと同時期に買い集めていることなど、あまりにも多くのアジアゲートHD関係者その他の布山氏との関係が窺われる個人及び法人が布山氏及びリ・ジェネレーションによる大量買集めと同時期に当社株式を取得しております。なお、これに関連して、布山氏と吉野森久銘木店ないし同社の代表者である森本浩之氏との関係、布山氏とアクセスアジア及び同社の代表取締役である占永海氏との関係、並びに、布山氏とFHT HDの関係者との関係について、詳細を具体的に説明頂くよう要請致しましたが、布山氏からは、現在に至るまで具体的な回答を得られておりません。

イ. また、布山氏が取締役として2011年9月に就任され、その後、同年11月10日に布山氏が代表取締役に就任された日本産業ホールディングス株式会社

(当時、札幌証券取引所アンビシャス上場。以下「日本産業HD」といいます。)において、布山氏と同時期に取締役となり、また、同社の主要株主であった南憲佑氏についても、当社株式を、2021年9月末以降に新たに取得しております。更に付言いたしますと、日本産業HDの登記を確認すると、2011年に布山氏が代表取締役となられて以降、役員の変更登記はされていないようであり、南憲佑氏も引き続いて同社取締役として登記されています。

布山氏と南憲佑氏との関係について詳細を具体的にご説明頂くよう要請致しましたが、布山氏からは、現在に至るまで具体的な回答を得られておりません。

以 上

## 別紙2

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとする。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
  - (3) (1)及び(2)のほか、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
  - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

別紙3

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

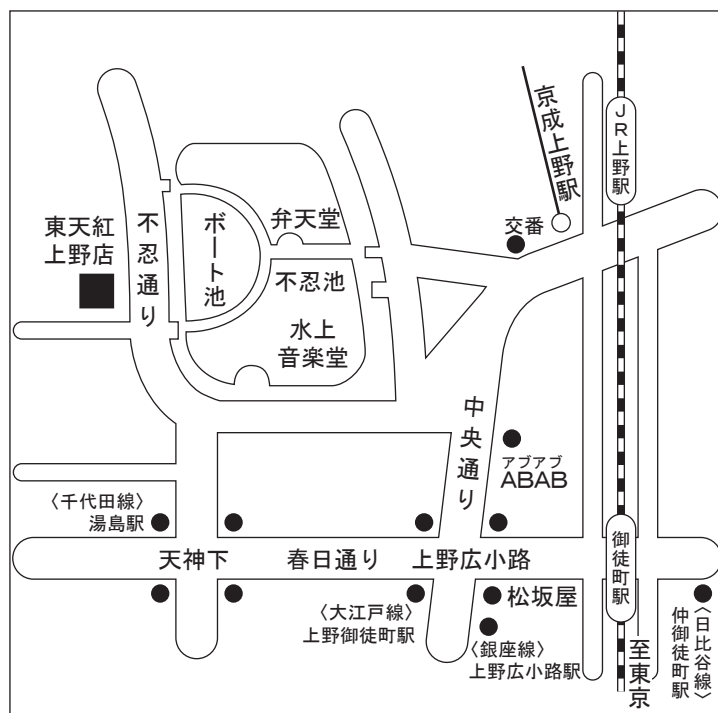
以 上

以 上



## 株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号  
 東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス  
 電話 03 (3828) 5111



|   |   |                    |       |
|---|---|--------------------|-------|
| J | R | 上野駅しのばず口           | 徒歩13分 |
|   |   | 御徒町駅               | 徒歩13分 |
| 私 | 鉄 | 京成線・京成上野駅          | 徒歩10分 |
| 地 | 下 | 千代田線・湯島駅 (西日暮里寄出口) | 徒歩3分  |
|   |   | 銀座線・上野広小路駅         | 徒歩10分 |
|   |   | 大江戸線・上野御徒町駅        | 徒歩10分 |
|   |   | 日比谷線・上野駅又は仲御徒町駅    | 徒歩13分 |

お 願 い : 当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

### ◎お土産配布の取りやめについて

株主総会にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト [www.nagahori.co.jp](http://www.nagahori.co.jp)